

臨海部国際戦略本部総合計画策定推進本部設置要綱

（目的及び設置）

第1条 市政運営の基本的な方針や政策の基本方向を明らかにするため、本市の総合的な計画（以下「総合計画」という。）の企画及び立案を行うに当たり、臨海部国際戦略本部所管事業の検討を行い、並びに総合計画に基づく臨海部国際戦略本部所管事業を推進するため、臨海部国際戦略本部総合計画策定推進本部（以下「推進本部」という。）を設置する。

（所掌事務）

第2条 推進本部の所掌事務は、次のとおりとする。

- （1） 総合計画の企画及び立案を行うに当たり、臨海部国際戦略本部所管事業の検討を行うこと。
- （2） 総合計画に基づく臨海部国際戦略本部所管事業の進行管理に関すること。
- （3） 総合計画に基づく臨海部国際戦略本部所管施策の調整に関すること。
- （4） 前3号に定めるもののほか、前条の目的を達成するために必要な事項

（組織）

第3条 推進本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

2 本部長は、臨海部国際戦略本部長をもって充てる。

3 副本部長は、事業推進部長をもって充てる。

4 本部員は、次に掲げる者をもって充てる。

（1） 成長戦略推進部長

（2） 基盤整備推進部長

(3) 土地利用転換推進部長

(4) キングスカイフロントマネジメントセンター所長

(5) 事業推進部担当課長

(本部長及び副本部長の職務)

第4条 本部長は、推進本部を代表し、推進本部の事務を総理する。

2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるとき、又は本部長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 推進本部の会議は、必要に応じて本部長が招集し、主宰する。

2 本部長は、第1条の目的を達成するため、必要と認めるときは、関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第6条 推進本部の庶務は、事業推進部において処理する。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、本部長が定める。

附 則

この要綱は、令和6年2月14日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。